

日本酒醸造業に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年一月廿一日

小川友三

参議院議長 松平恒雄殿

昭和廿參年壹月廿四日

日本酒醸造業に関する質問主意書

一、日本酒醸造業の醸造費用は釘付けで人権費の増大により苦しんでゐるが現在の値に対し五割より二倍の値上げすべきであるが政府の所見を問う

二、現在の酒は一升瓶入りである爲に木製四斗樽入りの場合は壹割増しの四升を小賣の(はかり込み)量として税務署は無税としてゐる由であるが、四斗に付き四升の差が、瓶詰の場合、無税で市場に出てゐる事になるが政府の所見を問う

右質問に対し御答弁を要求する。